

武雄市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書

1 事業名

武雄市子育て世帯訪問支援事業

2 事業目的

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯及び妊産婦並びにヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和9年3月31日

4 支援対象者

武雄市に居住し、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、障がい福祉サービス、高齢者福祉サービス、その他の支援を利用することが困難でありかつ、本事業による支援が必要であると認められる次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童がいる世帯又はそれに該当するおそれのある世帯
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある児童その他保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童がいる世帯又はそれに該当するおそれのある世帯
- (3) 若年妊婦その他出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる世帯又はそれに該当するおそれのある世帯
- (4) ヤングケアラー(高齢、障害、疾病等の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する児童をいう。以下同じ。)がいる世帯
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯

5 委託業務の内容

訪問支援員が利用者の居宅を訪問し、下記のうち必要なサービスを提供する。

- (1) 家事支援

- ア 食事の準備及び片付け
- イ 衣類の洗濯
- ウ 居室等の掃除
- エ 生活必需品の買物
- (2) 育児支援
 - ア 授乳の準備、介助
 - イ おむつ交換、着替えの介助
 - ウ 沐浴介助
 - エ 保育所等への送迎
- (3) 育児に関する不安若しくは悩みの傾聴

6 支援の利用時間

- (1) 利用時間 原則 1日当たり2時間以内で週2回を上限
※利用時間とは 支援の実施場所に到達した時から退去する時までを言う
- (2) 実施機関 原則 利用開始日から3か月以内

7 支援の実施日、時間帯

- (1) 支援実施日 月曜から土曜日（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び12月29日から1月3日までを除く）
- (2) 時間帯 午前8時から午後6時まで

8 支援の決定、派遣開始

- (1) 支援の決定 利用者の決定については、面談、家庭訪問等により、必要な家事・育児支援内容についてアセスメントを行い、支援の必要性について課内で協議し決定する
※武雄市は事業の必要な利用者の支援計画（又はサポートプラン）を作成する
※派遣の対象としない場合
 - ①伝染病等感染症のおそれのあるものがいる世帯
 - ②偽り、その他不正な手段により派遣を受けようとする場合
 - ③その他訪問支援員を派遣することが適当でないと認められる場合
- (2) 受託者 利用の決定を行った時は、利用者へ利用決定通知書（様式2号）、受託者へ事業依頼通知書（様式第3号）を交付する

- (3) 事前訪問 受託者は、支援計画書（又はサポートプラン）に基づき、事前訪問時に派遣日程調整及び支援内容の確認を行う

9 受託者の実施体制

- (1) 本事業を行う事業責任者がいること
- (2) 派遣する訪問支援員は、次の要件を全てそなえていること
- ア 家事又は育児に関する援助を適切に実行することができ、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心配蘇生等の実習を含んだ緊急救命補習及事故防止に関する講習を受講していること、若しくは同等の能力を有していること
 - イ 心身ともに健康であること
 - ウ 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと
 - a 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行の終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - b 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び罰則並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）そのた国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - c 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者、または、その他児童の福祉に関して著しく不適当な行為をした者
- (3) 訪問支援員は、利用者の居宅を訪問する際は、受託者が発行する身分証明書を携行し、利用者に提示すること
- (4) 訪問支援員は、業務を行った時は、その都度、利用者から履行の確認を受けるものとする
- (5) 受託者は、訪問支援員に対し必要な研修を実施又は受講させ、訪問支援員の資質の向上に努めるものとする
- (6) 受託者は、事業に関する事項を記録し、実施年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない
- (7) 受託者は、業務履行中の事故等に備え、傷害・賠償責任保険等に参加すること
- (8) 受託者は、利用者の人格を尊重するとともに、業務上知り得た秘密を、その職を退いた後も含めて他に漏らしてはならない

10 委託料

【委託料】（第2種社会福祉事業のため非課税）

世帯区分	訪問支援費 1時間当たり	交通費 1回当たり	当日 キャンセル料 訪問支援費 基本分の 1時間相当分	事務費・管理費 支援実績の ある月のみ
基本分	1, 6 5 0円	1, 0 0 0円	1, 6 5 0円	5, 0 0 0円
加算分	1, 6 5 0円	1, 0 0 0円	0円	
合計	3, 3 0 0円	2, 0 0 0円	1, 6 5 0円	

※受託者は、支援を実施した翌月10日までに、武雄市福祉部こども家庭課へ支援内容実績報告書を添えて委託料の請求を行うこと（様式は任意）

【利用者負担額】

世帯区分	訪問支援費 1時間当たり	交通費 1回当たり	当日 キャンセル料 1時間相当分
生活保護 非課税世帯	0円	0円	0円
その他の世帯	2 5 0円	0円	2 5 0円

※利用者負担額は利用者が直接武雄市に支払う

※支援のうち、生活必需品の買い物や保育所等への送迎支援の実施にあたっては、その買い物等の実費額については、利用者が負担する

11 その他

本仕様書に定めのない事項は、市と受託者が協議の上決定する